

広池千九郎博士と西洋

川 崑 啓 資

目 次

- 一、はじめに
- 二、青少年期における洋学との出会い
- 三、東洋学者としての洋学
- 四、モラロジー創建のための洋学
- 五、広池博士と西洋との係わり方

一、はじめに

広池千九郎博士が博識の漢学者であり、国学者であることは、従来からよく知られているところである。しかし博士と洋学との関係については、これまでまことに論ぜられたことは無いのではなかろうか。博士の和漢の学殖がいかに鬱然たるものがあろうとも、モラロジーを樹立するためには、洋学の助けがなければ出来なかつたであろう。

本稿では、第一に博士と洋学との関係を伝記的に辿り、第二に博士が西洋のいかなる面を受容し、また受容しな

かつたかを分析し、且つその理由を明らかにし、第三にモラロジーの提示しているものが、西洋の文化的挑戦に対して東洋が応戦して生じた一つの創造の焰であることを述べる。最後にその「創造の焰」は、日本そして東洋の精神的伝統に立ちつゝも未来に向って開かれた世界性を冀求していることを、文明論的立場から論する。

それでは先ず、広池博士がどのように西洋に、そして西洋の学問に接していくか、幼少のときから死までを実証的に辿つてみよう。

二、青少年期における洋学との出会い——明治十二年（十三歳）～明治二十六年（二十七歳）——

私は以前、広池博士のように進取の気性に富んだ方が、何故当時ハイカラと思われていた洋学を専攻されないで、国学や漢学の方を自己の専門とされたのか疑問に思つたことがある。これから洋学という観点から、博士修学期の教育環境を検討してみよう。

広池千九郎は慶應二年（一八六六年）三月二十九日、父広池半六、母里ゑの長男として、大分県下毛郡鶴居村大字水添字八並二三三番地に生まれた。家は農家であったが、代々神道の信仰を持ち、また父君は淨土真宗の篤信者であった。博士誕生の年は明治維新の二年前で、また誕生の十三年前の嘉永六年（一八五三年）には、米提督ペリーが浦賀に四隻の黒船を率いて来航している。日本が西欧の衝撃を受けて鎖国から開国へ大きく変わらんとする頃であった。同時代の文化人として、五歳年長に内村鑑三（一八六一～一九三〇）、四歳年長に新渡戸稻造（一八六二～一九三三）と森鷗外（一八六二～一九二二）、一歳年長に白鳥庫吉（一八六五～一九四二）、一歳年下に夏目漱石（一八六七～一九一六）などがいる。

後年の大学者広池博士は、いつから文字を習われたであろうか。年譜を見ると、明治八年（一八七五）二月上旬

永添小学校に入る、とある。博士八歳十か月余の時である。それより以前に文字を習われたかどうかについて、博士伝記の研究家や史料にあたつたが、不詳である。残された史料で最も早くまで遡のぼるのは、八歳十か月である。もしそうなら、現在の学制でいうと小学校三年生のときから文字を習われたということになる。しかし当時の社会状勢から云うと、特に博士の就学が遅いというわけでもないかも知れない。明治五年八月に太政官布告として出された「学事奨励に関する仰せ出され書」に「一般ノ人民華士族農工商及婦女子必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメンコトヲ期」すとある。明治六年ごろから小学校の数も増加し、公立八〇〇〇、私立四〇〇〇に及び、児童就学率男子四十六ペーセント、女子十七ペーセントに及んだ。⁽¹⁾ ということを、ここで想起する必要がある。ただ、後年、学問の道に進まれた方としては、人生の初めの知的環境としては、決して恵まれた方ではないと言えるであろう。⁽²⁾ 博士の偉しさは、一つ一つ不利な状況を克服していくところにある。

さて本項は博士と洋学の出会いを述べるのが主目的であるが、それに入る前に、博士の青少年時代であつた明治の前半の洋学熱について一言しておくのも無駄ではあるまい。

明治政府は歐米列強に伍し、独立を維持していくためには攘夷の道をとるのではなく、相手の長所を学んでいこうとする欧化政策を探つた。そのためには西洋の言語、特に英語を学び、新知識を日本に導入することが必要であつた。当時最高の知識人と考えられた人々の中には、日本が西洋より遅れたのは、學習に時間のかかる漢字があつたためであるから、漢字、漢文を捨てよ、とか、ローマ字で日本語を書け、とか、さらに極端な場合は、不完全な日本語は廃止して、英語を国語にせよ、と説く人々もいた。（第二次大戦直後、敗戦で打ちひしがれた日本で、これと同じ意見を述べた人々もいたが、一九八〇年代の日本、中国、韓国など旧儒教文明圏の経済的躍進の秘密は、漢字とか、儒教倫理のおかげであるという説も出されるようになった。歴史というのは面白いものである）さて、その主な

人々を左に記すと、

森有礼「英語為邦語之論」。「英語を日本の國語として採用する必要がある」という意見で、初代のアメリカ公使としてワシントンに駐在していた森有礼（一八四七—一八八九）が、明治五年五月二十一日、有名な言語学者であり、エール大学教授でもあつたホイットニー（W.D. Whitney）に宛てた手紙。森のこの意見に對して、ホイットニーは反対している。森有礼も後には説を改め、「邦語教育」に傾いていたといふ。明治十八年文部大臣。欧化主義者と信ぜられ、憲法発布の当日、国粹主義者により暗殺された。

外山正一「漢字を廃し英語を熾に興すは今日の急務なり」『東洋学芸雑誌』第三十三号明治十七年六月。⁽⁴⁾ 外山正一（一八四八—一九〇〇）は英米に留学、東大教授、同総長、文部大臣を歴任した。

高田早苗「英語ヲ以テ日本ノ邦語ト為ス可キ」という講演（横浜攻学会主催、明治十八年七月）。⁽⁵⁾ 高田早苗（一八六〇—一九三八）は明治十五年大隈重信を助け東京専門学校（のち早稲田大学）の創立に加わり、後、早稲田大学総長、文部大臣を歴任した。

今あげた三人の人物は皆、後に文部大臣となつたが、そういう日本の教育の最高の責任をとる人々が、こういふことを発言することは、いかに日本語と日本の文化に自信を当時失っていたかが分からうといふものである。それに関連して一言つけ加えるとすれば、明治九年十月二十五日のベルツの日記である。東京大学医学部の教授として招かれて来日したベルツは、日本人の外国人に対する劣等感に戸惑つてゐる。日本人がベルツに“Wir haben keine Geschichte, unsere Geschichte beginnt jetzt.”⁽⁶⁾ 「我々には歴史はありません。我々の歴史は今からやつと始まるのです。」と述べたところ、広池博士の創刊された『史学普及雑誌』（明治二十五年九月）もやゝ時代が遅れるが、かゝる日本人として情けない風潮に対する博士の愛国の至情から出たものと解されないだろうか。

このような時代背景を念頭に置いてから、同時代人である広池博士が、青少年時代どのように洋学とかかわったかを、残された史料から辿つてみよう。ただその史料が極めて少なく、また断片的であり、分からぬことが多い。私の調査が及ばなかつた所もあるけれども、分かつてることだけでもここに記して、この新分野の開拓の一つとしたい。私のこの論文で欠落している部分について御存知の方があれば、幸いに私に説いていただきたい。さて現在残つている史料で分かつてゐるところでは、博士が初めて英語を学んだのは、明治十二年（一八七九）年四月、十三歳のとき中津市校に入学してからである。同校には翌年の六月まで在学したが、読方（国史略、十八史略、元明史略）、作文、習字、算術、物理、地理、生理と共に、「英語を学んだ」。この中津市校は福沢諭吉の起案で、旧藩主奥平昌道公の設立した洋学校であつたから、英語に接する機会はあつたと思われる。しかし誰からどういう教科書、辞典を使って英語を学んだか不明である。⁽⁸⁾

そのつぎに英語学習についての記録があるのは、小川含章の私塾麗沢館にて英語を学んだとある記事である。それは明治十六年（一八八三）九月—十七年（一八八四）六月の期間で博士が十七歳から十八歳にかけてである。すなわち「九州の碩学帆足万里の高弟小川含章翁（名は弘蔵）に従ひ、爾來主として支那古典学を修め、傍ら英語を学び、又皇典講究所大分分所の教師に就きて日本古典学を修む」とある。しかしここでも英語を専攻したわけではなく、中国と日本の古典の勉強の「傍ら」英語を学習したにすぎない。

つぎに、明治十八年（一八八五）二月中⁽¹⁰⁾より、中津堀川山田小太郎氏につき英語を大勉強せり⁽¹¹⁾とある。また当時の風潮として、「明治十八年に至りしかば、英学また勃起して、都會には英学の独習会頻りに起こり」とある。

明治十九年正月の計の一つに「英語研究」が挙げられている。⁽¹²⁾

明治十九年九月三日に「千九郎、英語研究の傍ら『文章軌範』を読みて文章を練習す。」とあり、英語の勉強を

続けていたことが分かる。

ここで英語の勉強ではないが、つけ加えたいことがある。「明治十九年十二月、始めて洋服を購求せり。これ下毛郡教員社会にて洋服を着する嚆矢なり。⁽¹⁵⁾」という記事である。洋服を着るということは、今なら全くあたり前のことであるが、当時としては、新しい、ハイカラなファッショングである。洋服を着るという行為は、欧化主義のシンボルとも解せられよう。私がここで指摘したいのは、広池が、固陋なる保守主義者ではなく、結構新しいもの、西洋の文物にも興味を示す柔軟な開かれた心を持っていたことである。

明治二十二年（一八八九）は、広池が英米人と直接交渉のあった年である。「六月三十一日予は親友英國ロンドンのチャーレス・クラハム・ガーヴナー氏と別離す。（中略）七月米人オルゴット、中津に来る。予、その伝および主義を著わせり。⁽¹⁶⁾」ここに親友とあるが、どれほどのつき合いであつたか不詳である。このころは二十三歳の青年小学教師であつたが、英会話の初歩あたりは出来たかも知れない。オルゴットは仏教信者で、広池は「米人オルゴット氏伝及びその主義」を著わしたというが、不詳である。⁽¹⁷⁾

明治二十三年四月二十六日、大分県共立教育会総集会に出席し、英語教育存続の必要性を主張している。

明治二十五年（一八九二）八月から一十八年五月の京都時代の英語学習については、「単純なる日本及び支那の古典学は、先人の研究既に大いに進歩して、敢て博士の腕を振ふる天地にあらざる事を悟り、新たに志を泰西法律の研究に立て、京都に於ける一法律家の家に通ひて法律の講義を聴き、且つ英語の学習を続行せり。⁽¹⁸⁾」とある。

このころ泰西、すなわち西洋の法律を学ばんとし、そのためには英語を勉強したとある。このコースがそのまま、続けられたら、広池博士は洋学者になられたであろうが、明治二十六年六月ごろ穂積陳重博士の世界法律の分類に関する論文を読まれた。佐藤巖の前掲書に曰く、

「大凡そ世界の法律系統に五種あり。即ちローマ法、印度法、回々法、イギリス法及び支那法是れなり。而して其四種は歐州の学者既に之を開拓す。独り支那法に至つては、将来日本法律学者の力に俟つものなり」との事を述ぶ。博士之を見て大いに感奮して謂らく、「幸にして予は支那古典学の素養あるを以て支那法系に関する法律学の開拓は敢て為し難き事にあらざるべし。」と。

この穂積の説は「法律五大族の説」として『法律協会雑誌』の第一号、第五号（明治十七年三月、五月）に連載されたものである。⁽²⁰⁾

この穂積論文を広池が読まれたことが、広池を東洋法史家にさせる決定的意義を有したといえよう。前述する如く、このすこし前に、西洋の法律を学ぼうとされ英語の勉強をさらに進めようとされた方針は、ここで方向転換をして、決定的に東洋向きになったのである。

広池のこのころまでの知的教育を考えると、和漢の素養の方が、英語とか洋学の素養と比べれば、圧倒的に大きかったのであるから、この選択は極めて自然であった。

これまでの英語の学習を、残されている断片的資料を引用して示したが、正規の英語教育を受けていないことがよくわかる。いや正規の学校教育そのものを受けていらっしゃらないから、正規の英語教育を受けていないことは当然である。しかしそのようないい處は、この教育環境の中にあって、広池が如何に向学心を振り起こして、和漢の学問だけではなく、英語を勉強していくかを知ることは、一つの感動である。

私は、広池が穂積の論文を読み、東洋法制史を自己の専門とする決意をした明治二十六年六月ごろを一つの区切りと考えているが、本項の最初の設問である「広池は何故はじめに和漢の学ではなく洋学を専攻しなかつたか」について、ここで一応の解答を書いてみたい。

①家庭の神道的、仏教的環境と伝統(よく論ぜられてることなので、本稿では記述を割愛した)が広池の思想的傾向の下地となつてゐる。

②和漢の学に比して、洋学については教育環境が特に恵まれていなかつた。良い英語教師が身辺にいなかつたこと、英語を学ぶためのよい知的雰囲気、状況に広池はいなかつたことが、決定的な原因である。後年広池博士は、先生がなければ勉強できない科目の一つに外国語を数えられ、道德科学専攻塾で英語教育に重点を置かれたことは、このよくな広池博士の御体験によるものである。

③前述の穂積の論文で、洋学ではなく東洋学を専攻する」ことが決定された」と、

○二つが考えられる。

そしてこれまで述べた明治二十六年(一八九三)、すなわち二十七歳(?)ころまでの広池の洋学は、オランダ語(蘭学)とかドイツ語、フランス語ではなく、専ら英語であつた。残された史料から見るかぎり、英米人に當時接觸して英会話を学ぶといった実用英語ではなく、独学で、英文法を勉強する、といった語学的勉強であつた。英文法を毎日勉強する週間時間表が残っている⁽²⁾が、どんな英文法書を読ませたか不明である。又英米の小説とか詩などを読まれた形跡は見当らない。英文法的であつて、決して英文学的ではない英語学習で、この傾向は晩年まで続いた。すなわち、文学的というより、科学的、論理的な傾向が広池の英語学習の特色であるが、その論理的延長線上に、後年の『支那文典』、『東洋法制史序論・本論』、『てにをはの研究』そして『道德科学の論文』がある。

二、東洋学者としての洋学——明治二十六年(二十七歳)～大正四年(四十九歳)——

ここに取り上げるのは、前述のように広池が自己の専門学として東洋法制史を研究せんと決意した明治二十六

年六月から、天理教の役職を辞した所謂「困難」の年である大正四年までである。

これまでには英語の学習だけであったが、この時期になると、ドイツ語との係わりが出でくる。明治二十六年六月で区切りをつけて本項では記述しているが、ドイツ語の学習の時期を正確に確定することは出来ないが、以下の引用で示すように、ほぼこの前後からである。以下、ドイツ語と係わりについて記す。

ドイツ語との係わり

広池博士とドイツ語とのかかわりは、京都時代に始まる。何時かは特定出来ないが、京都在住の明治二十五年(一八九二)八月から一八年(一八九五)五月までのある時、ドイツ語を学ばれた。その程度は、下に引用する佐藤巖の文にも見えるように、初級～中級ドイツ語と考えてよいだろう。

ショットの書は其一部はラテン語にして、他の一部は独逸語なり。乍併多く漢字を挿入するを以て博士は嘗つて京都にて学びたる幼稚なる独逸語の力をを利用して其大意を窺ふ事を得たり。乍併、ガベレンツの書に至つては之を全訳するの力足らず。仍つて當時本郷元町に開業せる独逸語の私塾独逸協会に通学して更に独逸語の学修を続行し、遂にガベレンツの書を全訳せり。⁽²⁾ (傍線筆者)

これは上京の翌年、明治二十九年と考えてよいと思われるが、博士の住居本郷区弓町一丁目二十五番地から歩いて数分の所にある元町一丁目の独逸協会へ通われ、また同じ元町一丁目のドイツ語の先生の所でまた一年学び、合計一か年ドイツ語を学ばれている。それは専ら、上記のガベレンツの文法書を読むためであつた。これはGeorg von der Gabelentz, *Chinesische Grammatik* (第一冊一八八一、第二冊は付録一八八八年刊) のことで、「ガベレンツの書を全訳せり」というのは、翻訳書を出したというのではなく、全部通読したと云う意味であろう。

なお、はじめに記すショットの書と云ふのは、Wilhelm Schott, *Chinesische Wörterbuch, Sprachlehre, und Literatur* と称する三部作で、「中国語辞典」(辞書としては浅薄のもの)、「文法」(一八五七年刊)、「文学」(一八五〇年刊)⁽²³⁾である。カーベンツ訳解の時には、和漢の読書力に物をいわせて、ドイツ語上級の語学力に達していたと想われる。

やがてついにドイツ語に係わることとは、明治三十九年(頃)一月から大宝令の独訳事業に關係したことである。その端緒は、ベルリン大学教授コーレル博士(Dr. Josef Kohler)が穂積陳重博士に大宝令の独訳を依頼して来たことにはじまる。

穂積博士は之を受け、先づ東大法科に於ける日本法制史の専門教授宮崎道三郎氏に、其訳文の原文たるべき日本法文の立案を依頼す。宮崎氏は其事業の困難なるを称して之を辞す。爾來数年間其候補者を物色せしも之を得ず。然るにコーレル氏の子息日本漫遊の序を以て穂積博士を訪問し、父コーレル氏の伝言を持ち来て、更に懇請せらる。穂積博士大いに之に困却し、一日博士(広池)を其邸に招きて、其年来困却せる実際の事情を博士に打ち明け、此際其貴下の蘊蓄せらる所の古代法の知識を開放して、大宝令の本文を現代語に意訳せられなば、之を独訳する者には他に極めて適當なる人あり、即ち津軽英麿、池田龍一の二氏にして既に其訳文担任を快諾せらる云々と。(中略)「[広池は]一言の下に之を快諾して直ちに之に着手し、爾後引続きて之に尽力せり。津軽氏は独逸に居る事十有余年間、ドクトル・ユリス(Doctor Juris)の学位を有し、其独逸語は日本語より巧みなりと云ふ。されど此翻訳に於ては頗る難波を極め、其訳文は博士の再三の説明を得されば訳出する能はざる所あり。或は訳して後に博士の意見を聴きて訂正を要する所あり。而して其翻訳は或る程度に進めば、之を穂積博士の面前に於て博士と津軽氏と交々其説明を為す。穂積博士は英語は勿論、

独逸語に於ても極めて堪能にして、其訳文の可否を裁断する事板に水を流すが如し。而かも時々其翻訳の難きを称したりと云ふ。斯くて其事業は約二箇年にして第一期の翻訳を終り、之を穂積博士よりコーレル博士に贈呈せり。然るに(中略)第二期の翻訳は未成功に終れり。⁽²⁴⁾

以上の引用で明らかのように、広池の主な仕事は、大宝令の現代日本語訳をつくり、独訳者たる津軽博士にその意味を伝えることであったが、その過程において独逸語と日本語の異同、文化的差異について議論したに違ない。さらに穂積博士、津軽博士、広池の三者による訳文作成の会議は、知的、學問的雰囲気につゝまれたものであつたであろう。ところで広池は、ドイツとドイツ語を中心とした洋学、特に法律面、を学んだと言ふよう。そしてこのコーレル博士は、広池の『東洋法制史序論』について、「比較法学雑誌」第十九卷四一七八ページ(Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft, Bd. XIX, S. 417)で書評をしてくれている。

これまで述べた広池のドイツ語学習は、文法と法学のためであり、読む物もそれに限られていた。(もちろん初級の段階では、容易しそう讀物もあつたと思われる) ドイツ文学作品の中味についての唯一の記事は、シラー(Friedrich Schiller, 1759-1805)の「盗賊」(Die Räuber, 1781)についてであり、後年、広池が『道德科学の論文』にそれを言及している。すなわち「其筋書きは悪い子が父を殺さうとしたが、刃物若くは毒薬にて殺せば刑法に触るが故に、父の心を苦しめて自然に之を死に導くやうにしようと計画して、研究の結果、其父を止むを得ざる事情の下に後悔(Reue)せしめて、遂に之を殺したと云ふやうな事が書いてあるのです。」これは広池博士の要約であるが、広池博士は「ついでシラーの戯曲を読まれたであるか。博士が西欧文学を読まれた珍らしい例である。さて、これでドイツ語学習については筆を擱き、次ぎに主として英語との係わりについて述べてみよう。

英語との係わり

広池博士は『支那文典』を明治三十五年脱稿されたが、東大文科の支那古典学の首席教授によつて排斥されたのや、日本の学会の趨勢に感ずるゝとがあり「すべての研究資料を携えて米国に航し、彼の地に於て其著書を发表せんと欲し、直ちに其準備に着手して、夜々神田の正則英語学校に通学してコムヴァーセーションを学習せり」⁽²⁾。この時博士は三十六歳になつてゐた。しかしこの企ても明治三十五年十月大隈伯爵に会い早稻田に招かれ、ついに「海外渡航の念を放棄」⁽²³⁾した。渡航先として、イギリスではなく、アメリカへ行かれようとしたことは面白く。これが最初の西洋への渡航計画で、最後の本格的な計画は後に述べるが昭和六年（一九三一）で、モハロジーを紹介するためのアメリカ及び西欧への渡航計画である。

英会話の学習については、これだけにして、この時期、東洋学者としての広池がその著書において、どれほど洋書を使用しておられるか一瞥してみよう。

（一）『支那文典』（明治三十八年、一九〇五年）

『広池博士全集』第一巻（八四九一八六七ページ）の「歐米学者の支那語学研究に関する略歴史」には「十数人の歐米学者とその著書、辞典が紹介されてゐる。その中にはWilhelm Schott, Georg von der Gabelentz, Wade, James Legge, Rev. R. Morrisonらの名が見える。

（二）『トヒナキハの研究』（明治三十八年、一九〇五年）

Aston, W. G. & Grammar of the Japanese Written Language, London, 1877, 2nd. ed. 及び Grammar of the Japanese Spoken Language. Basil Hall Chamberlainの本文法書。全体を通じて、英文法の知識を以て日本文法を整理しようとするもの。

（三）『東洋法制史序論』（明治三十八年、一九〇五年）に引用された洋書。

①Austin, John (1790-1859). *Lectures on Jurisprudence; or the Philosophy of Positive Law*, 1861.

英文原著下巻五九四頁以下を引用。

②Hozumi, Nobushige, *Ancestor-Worship and Japanese Law*.

穂積陳重博士の英文の著書。

③Jhering, Rudolph von(1818-1892). *Der Kampf ums Recht*, 1872, 1925.

これは『序論』（一〇九一ページ）ではヨーリング氏の権利競争論とあり、現在普通に行なわれてゐる『権利闘争論』とも云ふべきではない。本書は後の『道徳科学の論文』第七巻（二二一『論文』⑦と略す）一六〇ページ及び一六四ページではヨーリング著『権利闘争論』と表記されている。『論文』に引用されたいの本の出版は一九一五年（即ち昭和元年）であるので『東洋法制史序論』に引用されたものとは違つ。

④Maine, Henry Sumner (1822-1888). *Ancient Law*, 1861.

第三章衡平法 英文原書五百ページ以下を引用。

これは『東洋法制史本體』（『広池博士全集』第二巻、四一〇ページ）『論文』③一八七一ページに引用されている。

⑤Smith, Thomas, *Elements of the Law*.

⑥The Bible. 鉛印品と申命記。

⑦ハイネス衡平法。

これは訳書であるが原著は不詳。

⑧ボアソナード「性法講義」、これも訳書使用と思われる。『広池博士全集』第二巻、一九七ページに名前と数行

の記事がある程度。

(四)『東洋法制史本論』(大正四年、一九一五)に而用られた洋書

②Blackstone, William (1723-1780). *Commentaries on the Law of England*, 4vols, 1765-1770.

本書(『広池博士全集』第11巻)において、『論文』⑦五八・五九ページは而用されたる種積陳重著『法律進化論』6中に用いられる。

③Coulanges, Fustel de. *The Ancient City*. 一八六四初版、博士使用の版は一八九六年版。『広池博士全集』第二卷、四八七ページには本書第一巻第七章第六項長子相続権――〇ページ、『広池博士全集』第三卷の五一〇ページには本書一六八ページ、「広池博士全集」第二巻の五七〇ページには本書一〇八ページがそれぞれ言及される。

クーランジの原著は*La Cité Antique* (本文)や一八六四年出版されたWillard Smallによって英訳され、一八七二年出版された。私の所蔵する版はA Doubleday Anchor BookのSmall版であるが、一読するに驚かれる。私はA Alexis de Tocqueville (1805-1859)の*Democracy in America* (Vintage出版社)の英訳本を読んでいたが、ハーバードの図書室で購入した。筆致で感銘した。広池博士はクーランジの著を『伊勢神宮と我國體』(『広池博士全集』第四巻、一一七ページ)と『論文』⑥(四題)一九一五ページ、一九一三三ページ、⑨一一三三ページ、⑩(四版)八五ページに引用する。

④Hearn, William Edward. *The Aryan Household*, 1891.

『印度社會十全集』第三卷、一九〇六ページ、五七二ページ、五八七ページに而用される。これは『伊勢神宮』。

⑤Morgan, Henry Sumner. *Systems of Consanguinity and Affinity of the Human Family* (『印度社會十全集』第三卷、一九〇六ページ)。

⑥Westermarck, Edward. *The History of Human Marriage*.

『広池博士全集』第三卷、一九〇六ページ、『論文』③一六八ページ、一八五ページにこの書物が引用されている。回出は*The Origin and Development of the Moral Ideas* (『論文』③八・九・一四・一七・四三)・四五・六八・一五八ページに而用される。

⑦Mollendorff, P. G. von. *The Family Law of the Chinese*.

『広池博士全集』第三卷、一九〇六ページ。

⑧著者不詳。*Grammaire Coréenne et Exercices Gradués*, 1881.

『広池博士全集』第三卷、六四六ページ。

以上が広池博士が大正四年の困厄以前、つまり『論文』の執筆準備以前の著書にどれだけ洋書を使われているかの概略である。彼らにそのいわゆるまでの博士の蔵書はすべて天理教に寄贈されているので、その目録を通覽してみたが、約二四〇冊中わずかに英書十冊、フランス語の本一冊、計十一冊の洋書しか見当らない。⁽²⁹⁾このうちの二冊での広池博士は東洋学者にしては西洋に対し開かれた態度と関心を示しているとは言えようが、洋学者とは言えない。博引傍証の和漢の学殖とはとても比較出来ないからである。ただその少數の洋書は、文法書か法律書であり、これらも気軽に読める代物ではなく、深刻な知的格闘を要する書物ばかりである。「これが第一の特徴である。第一の特徴は、比較という視点、姿勢を博士がお持ちであつた」とがうかがえる」とある。この比較といふ

う視点は、処女作である『中津歴史』にも、ピューリタンのことが言及されていたりするから、お若い時からあつた特色である。

さて洋書名の羅列がすこし続いたので、『東洋法制史序論』をとりあげ、「比較」ということがどのように行なわれているかを検討してみよう。

さて『東洋法制史序論』においては、書名の示すように東洋の法制の研究であるから、東洋のことに限定して論述を進めてよいのに、各所で東洋の法律と西洋のそれ、もつと正確に言うと、主として中国の殷・周・秦・漢・唐の法制と、古代ギリシア・ローマの法制との対比、共通性の指摘がなされている。つまりほぼ同時代の東西の法制の比較である。その一例を挙げれば、本書第七章第五項、衡平法に、中国古代においては、人為の法律の欠点をその運用するに際して匡済する方法があつたことを、以下の如く述べている。

周礼 三十四の二十一右大司寇之職

漢鄭玄の注

唐賀公彥の疏

呂刑 尚書十九ノ二十九右

周礼 三十五の六左 小司寇之職 及びその注と疏

周礼 三十五の六左 小司寇之職 及びその疏

で示している。それを要約すると、孤すなわち年少にして親の無い者、独すなわち老いて子孫の無い者、鳏すなわち老いて妻無き者、寡すなわち老いて夫無き者は天民の窮した者であるから皆、常餓、「窮民」を救養する食糧の常制」すなわち常に食物を贈る制度があつたというのである。現代風にいうと生活困窮者に対する経済的

援助の制度であろう。また人民に請願権を与えていた。「皆當時現行の闕点を運用によりて補足し、以て法律をして、中正、平均の理想に適はしめむとせしに似たり」と広池博士は中国古代の衡平法の実際を述べている。本書は東洋の法制についての書物であるから、論述はこれで止めてよいのであるが、博士は以下のよう、古代ローマ法、イギリス法、アメリカ法の衡平法にも言及し、その精神が東西軌を一にしていると述べている。その長きを厭わざ引用する。

是れ、蓋し、即ち古代羅馬に行はれたるAequitas(羅甸語)、及び英國并に米国に行はるゝ所のEquity即ち衡平法と、其組織を異にすれば、立法の精神に於ては、頗る相似たる所ありと云ふを得べきものなるが如し、羅馬の衡平法とは、羅馬固有の法律は、其性質偏狭にして、嚴に内外人の権利を区劃し、又、切に、内国人の身分并に財産に等級を附する等の事あるより、自ら、之を平均せしむるの主旨より、裁判官が、自己の良心を以て、漸次に種々の規則を判定せるより起りしものにして（但し法廷は、尋常の法廷を仮用し、裁判官も固有法の裁判官之を兼ね、即ち其國現行法の闕点を匡正するの目的を以て成る所の法律なり、又、英國並に米国の衡平法とは、其起源、素より英國に在りて、米国は、其祖国の慣習を移転せしものなり）、抑も、英國は、古来慣習法(Common law)を用いて、其慣習法には、訴訟に一定の方式ありて、すべての訴訟は、其かねて定りたる方式の一に依らざるべからず、是に於て、此法律は、社会の進歩に伴はざるの現象を生じ、或る事件の如きは、訴訟の途なきものある如き事となれり。然る時、其訴訟者は、之を国王に哀願する事ありき、而して、国王は、之を其近侍なる大法官(Lord Chancellor)に命じて、其哀願を受理せしめ、其調査をなして、之を救済する如き事ありき、而して後、此方法は、漸く発達して、遂に、英國に於ける固有法廷の外、大法官法廷と云ふものを生ずるに至り、此法廷、即ち現行法の闕点を匡正するより、之を衡平法裁判

所 (Court of Equity) と称せしものゝ如し。是に因て之を觀れば、支那の衡平法に関する思想の發展として現はれたる制度は、羅馬及び英國の衡平法と、其立法の精神、實に同じき事を知るを得べし (マーハ氏古代法第三章衡平法の条、英文本五十八頁以下、并にオースチン氏法理学第三十三章英文本下の五百九十四頁以下、ハイネス氏の衡平法の大意、トーマス・スミス氏の米国法律原論衡平法の条等による)。

「」の『東洋法制史序論』には卷末に一十六頁にわたって英文由次・梗概を広池博士は付けておられる。その最後のページに、

(My) humble desire is to place the results of my studies before the scholars of the world. . . . So I humbly pray that the great scholars of Europe and America will kindly examine my principal work in its entirety and favour me with their frank criticisms and valuable corrections. I may add here that it is my intention to translate the whole of my next work "An Outline of Chinese Law" into one or two European languages and offer it to scholars abroad.

で結んでゐる。

念のため邦訳するに以下の一文である。

余の卑少なる願ひは、余の研究成果を世界の学者の前に呈する」とである。(中略) そりで余の身を低うしてお願ひしたきいとは、歐米の碩学が余の主著を全体に亘つて親切に精査され、その率直なる御批判と価値ある訂正を余に賜はんことをある。余の次の著書『東洋法制史本論』を歐州の諸言語中の一、二の言語に全訳し海外の学者に提供する」とが余の意図である。リリに加えてもよし。

「」に述べられてゐるような『東洋法制史本論』の翻訳は遂に無く、その英文梗概さえも付けられてはいない

が、広池博士の意図、姿勢においては、自己の研究を日本国内だけではなく、當時先進文明圏であった欧米にまで知らしめたかったのであつたことは、極めて明らかなるのである。博士の由は世界に開かれていたのである。

四、モラロジー創建のための洋学——大正四年(四十九歳)～大正十五年(六十歳)——

広池博士は大正元年の大患、大正四年の困厄を経て、その頃までの専門學である東洋法制史と訣別して全く新しい學問分野の研究に入られた。

私たちは前項までに博士が東洋学の傍ら、多少洋学をも勉強されていたことを明らかにしたが、あくまでも博士の本領は東洋学であり、西洋の方はこの頃までのところ、余り研究されてはないと書いてよい。ところが大正四年の困厄、博士四十九歳の頃から六十歳までの約十一年間に、博士の道德的、宗教的生活ばかりではなく、博士の知的生活上に大変化が起つたのである。一言で云つて、それまでの和漢書から、洋書へ博士の読書、研究の方向が拡大していくのである。読まれる言語の違いばかりでなく、それまでの文法、法制史を中心とする限られた読書範囲から、自然・人文・社会の多くの分野、領域にまで研究の歩を進められたのである。買われた洋書の数は数千冊にのぼる。寿命の延びた一九八八年の現代ならともかく、大正時代の四十九歳というともう晩年である。しかも大患後病身である広池博士が、ただひたすら神に祈りながら、骨を喰む自己反省と人間救済の熱誠を込めて、海図のない (uncharted) 學問領域の海に船出されたのである。学者の研究対象といふのは極く狭い分野に限定されるのが通常で、またそれだからこそ専門家(specialist)たりうるのである。モラロジーの目的は道德実行の効果を科学的に明らかにする、という特別の限定されたものであるとは言つものの、それを証明しようとすれば、自然・社会・人文の諸學問分野に亘つて、研究を広げ、深め、さらに新しい學問体系に組織しな

ければならない。そしてそういう体系を「組織する」には大力量を要する。

従来、博士の人心救済の御苦労については多くの方々が論じられているが、その元であるところのモラロジーといふ体系を組織していく博士の御苦労については余り論じられていないようである。既存の、たとえばカントとかヘーゲルについて研究し学位をとるということでも難しいのが、全く新しい学問を創造するということは、普通の学者の出来ることではない。もし私たちが四十九歳の広池博士の立場に自分を置いて、病氣勝ちの体と、役職を退かれた社会的・経済的苦しみと、家庭的慰安の少ない別居の多い生活と、前途に横たわる模糊たる研究分野のことを想像して見たら、一体どこから手をつけたらよいだろうかと、誰しも途方に暮れるほどの困難を感じざるであろう。それにこれまで明らかにしたように、この頃までの広池博士の洋学の方の学殖は、極く限られたものでしか無かつたのである。

前述した『天理図書館所蔵 広池博士寄贈図書目録』を通覧すれば明らかなように、広池博士の当時までの蔵書は和漢の古色蒼然たる書物ばかりで、それらをいくら読んでも新科学モラロジーは絶対出来ない代物であった。勿論ご自分の蔵書だけでなく東京大学図書館、上野図書館などでその何十倍かの本を手にされたであろうが、『古事類苑』とか文法、法制史のための読書でやはり限られた領域であったと想像される。であるから極く少数の洋書と、多数ではあるが古い限られた領域の和漢の書物から一旦は離脱して、全く新しい西洋の書物（と各分野の和漢の書物）が必要であったのである。トランプで言えば、カードの総替えをしなければ、新科学モラロジーは出来なかつたのである。それを四十九歳の時から広池博士はされたのである。

当時の広池博士の学問的状況について述べたから、つぎに日本の置かれていた学問的状況を文明論的立場からいひで一言しておかなけばならない。

日本は五世紀以来千数百年、中国文明に対し和魂漢才（大和魂をもつて中国の科学技術、制度、学問を習得する）の精神態度で接し、日本の文化的向上に務めながらもアイデンティティの保持をして来た。十六世紀から西欧人と接するに及び、今度は和魂洋才で西洋に対した。この「和魂洋才」的態度は、新井白石の『西洋紀聞』から出発しているといわれている。⁽³⁴⁾ また佐久間象山の「東洋の道徳、西洋の芸、匡廓相依りて圓模を全うす」といい、橋本左内の「器械芸術は彼に取れ、仁義忠孝は我に存す」⁽³⁵⁾ というのが大体、日本の和魂洋才の原型となる精神態度であった。

鎖国から開国へ方向転換をした日本に、どつと西洋の文物が入つて來た。黒船に象徴される科学技術だけを西洋が齎らしたのではない。「大学・郵便局・会社・税関・病院・議会・銀行」など、現代の日本人は日本にはじめからあつたものと思つてゐるかも知れないが、これらの制度はすべて西洋から借用したものである。さらに憲法、自由の観念、西洋的美意識、民主主義などといった諸制度の背後にある思想や美意識も、中国ではなく西洋から導入されたものである。⁽³⁶⁾ 鷗外は明治三十五年（一九〇二）、「洋学の盛衰を論ず」と題する演説の中で、東西の学問を比較して次のように述べている。

彼の学風は、希臘Aristoteles以来、自然を重んじ、偏に精神のみを説くに安ぜず。近世に及びて、所謂自然科学の勃興は、全欧洲学問界の氣風を一変し、技術は資を此に仰ぎて、蒸気電気の利用となり、電気の利用は更に進みて、Roentgenをして越幾斯光線を発明せしめ、Marconiをして無線電信を改良せしめたり。此学風は支那の無き所にして、支那朝鮮は其の心を偏重し博物を卑む學を墨守せるを以ての故に、今の憐む可き所動的地位に立ち、我国は此西洋学を輸入したるを以ての故に、今の質す可き能動的地位に立てるなり。⁽³⁷⁾ （傍

以上はその通りである。広池博士一個人をとつても、東洋法制史、和漢の古典学者としての学殖がいかに鬱然たるものであらうとも、それだけではモラロジーを組織するには出来ないものである。そこには広池博士の知的面貌が道徳的・宗教的覚醒と共に必要であった。すなわち西洋の学問の助けを借りなければ、モラロジーは出来なかつたのである。

それではこのよつてな西洋の学問を」の期には広池博士は採り入れられたのか。幸いに博士御自身『道徳科学の論文』第一章第五項「モラロジーの組織の基礎を成せる諸科学」に列挙しておられる。それを元にして分類してみると次のようになる。

(1) 自然科学

地質学、地文學 (Physical Geography)、生物学、進化論、発生学 (遺伝説を含む)、環境改良学、人種改良学、土俗学 (Ethnography)、生理学、神相学 (Phrenology)、現在では疑似科学)、人類学、人種学 (Ethnology)、現在では民族学)、人種起源学 (Ethnogeny)、民族發生学)、考古学。以上十四、五が列举されてくるが、これらにはないけれども氣候学 (たとへば Ellsworth Huntington) も入れてもよからず。当時の西洋の自然科学のすべてを網羅したわけではないが、モラロジーを組織してくるのに有用なものを博士が選択したものが、以上の諸学であった。

(1) 社会科学

法理学、心理学、社会学、犯罪学、法制史、経済史。

(ii) 人文科学

文明史 (世界史一般)、道徳史、西洋哲学、キリスト教神学。

以上の他に、割注として比較土俗学、犯罪人類学、犯罪社会学、犯罪心理学、動物心理学、社会心理学、民族

心理学があり、一人の学者が涉獵する学問の広がりを考えると、真に驚嘆に値する。

これらの西洋の学問が無ければモラロジーは成立しなかつたけれども、それらだけがあればモラロジーが出来ぬことやむにやむなし。私は西洋のモーハル・サイエンスの本を調べてみたが、こやれもモラロジーとは直接關係はない。私がこれまで「十五年間」折りに触れて調べて来た英米のモーハル・サイエンスの文献を以下に年代順に列挙し、その中に広池博士のモラロジーを振りに入れてみよべ。

十八世紀

- ① 1780: Jeremy Bentham (1748-1832). *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation.*
- ② 1780: Benjamin Franklin (1709-90)'s letter to Joseph Priestly on February 8, 1780.
- ③ 1790: James Beattie (1735-1803). *Elements of Moral Science*, Vol. I.
- ④ 1792: Adam Ferguson (1723-1816). *Principles of Moral and Political Science, being chiefly a retrospect of lectures delivered in the college of Edinburgh*. Edinburgh, printed for A. Strahan and T. Cadell (etc.), 2 vols.
- ⑤ 1793: James Beattie. *Elements of Moral Science*, Vol. II.

十九世紀

- ⑥ 1828: George Payne (1781-1848). *Elements of Mental and Moral Science.*
- ⑦ 1835: Francis Wayland (1796-1865). *The Elements of Moral Science.*
- ⑧ 1852: Archibald Alexander (1772-1851). *Outlines of Moral Science*. New York, C. Scribner.
- ⑨ 1853: Laurens Perseus Hickok (1798-1888). *A System of Moral Science*. New York, Schenectady.

② 1860: John Leadley Dagg (1794-1884). *The Elements of Moral Science*. New York, Sheldon & Company.

② 1860: Ralph Waldo Emerson (1803-1882). *The Conduct of Life*, chapter VI. (*The Complete Works*. vol. VI, pp.240-241).

② 1862: James Mackintosh (1765-1832). *Ethical Philosophy*, 1830. "The purpose of the Moral Sciences is to answer the question *What ought to be?*" (Introduction,1862) .

② 1867: Mark Hopkins (1802-1887). *Lectures on Moral Science*. Delivered before the Lowell Institute, Boston. Boston, Gould and Lincoln; New York, Sheldon and Company .

② 1874: Henry Sidgwick (1833-1900). *The Methods of Ethics*. 1st ed. 1874, 2nd ed. 1877, 7th ed. 1907, and reissued in 1962, London, Macmillan. Wayland's *Elements of Moral Science* is quoted on p. 256, note in the 1962 edition.

② 1880: Laurens Perseus Hickok. *A System of Moral Science*. Revised with the cooperation of Julius H. Steelye. Boston & London, Ginn & Company, Publishers, 1880, 1899 .

② 1882: Leslie Stephen (1832-1904). *The Science of Ethics*. 1st ed. 1882, 2nd ed. 1907. London, Smith, Elder & Co.

② 1885: Noah Porter (1811-1892). *The Elements of Moral Science: Theoretical and Practical*. New York, C. Scribner's Sons .

② c.1892: James Harris Fairchild (1817-1902). *Moral Science; or The Philosophy of Obligation*. Rev. ed.

New York, American Book Company. (First published in 1869 under the title, *Moral Philosophy; or, the Science of Obligation*).

11+史料

- ② 1916: W. E. Hamilton. *Studies in Moral Science*. Chicago, Donnelley.
- ② 1918: Chikuro Hiroike began to use the term, "moral science."
- ② 1926: Hiroike coined a new word, "Moralogy."
- ② 1928: Hiroike. *A Treatise on Moral Science: The First Attempt at Establishing Moralogy as A New Science*.
- ② 1957: John A. Oesterle (b.1912). *Ethics: the Introduction to Moral Science*. Englewood Cliffs, J. J., Prentice-Hall.
- ② 1963: Francis Wayland. *The Elements of Moral Science*, ed. by Joseph L. Blau. The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts. The original text of this edition is the 1837 edition. Cf. no.7.
- ② 1969: Kenneth E. Boulding (b.1910). "Economics as a Moral Science" in *American Economics Review* (March, 1969), 1-12.
- ② 1974: Abraham I. Melden (b.1910). "Recent Tendencies in American Moral Philosophy." A lecture delivered at the Kyoto American Studies Summer Seminar on July 19, 1974. He says, "Moral science may be a branch of psychology, sociology, or whatever."

㉗ 1975. Pierre Teilhard de Chardin. *Toward the Future*, tr by René Hague, Collins, London. pp.130-133.

このリストと広池博士の『論文』第一章第二項「從來歐米に於いて道德実行の効果を科学的に研究せむとせし学者の計画」⁽⁴⁾の中に引用されてゐるものと重複するのは①と⑯である。博士記念館所蔵の書物の中に①、⁽¹⁴⁾及び⁽¹⁶⁾がある。博士所蔵だつた本は、現在の記念文庫の本だけではなくたので、この他にも重なるものや別の本もあるかも知れない。しかし英米のモーラル・サイエンスは内容的にはキリスト教の倫理項目を、多少倫理学、心理学、社会学などで整備してゐる程度で、広池博士の「道德科学」と英米のモーラル・サイエンスとは全く別物であり、博士が新しくMoralogyなる新造語をつくられた理由もわかる。とすれば、モラロジーは全く博士の独創になるもので「破天荒」の新科学であったわけである。近頃は、モラロジアンは余り破天荒という言葉を使わなくなつたが、當時としては、そして現在でも、その意図するところは、「破天荒」なものであると言つてもよいではなかろうか。これらの広範囲の、多数の洋書の内容を自家藻筆中のものにしてモラロジーを組織されたことは、たゞえ何人かの献身的な助手があつたとしても偉業といえよう。

五、広池博士と西洋との係わり方——一つの文化的遭遇——

広池博士は西洋から何を受容し、また何を受容しなかつたか。また受容、非受容の理由とその意味は何か。

どういう学問を受容したかについては前項で紹介したので、ここでは別の観点から受容の内容、性格について論じてみよう。

日本が開国し、近代化の道を辿るよつになつた明治・大正・昭和の日本に生きた広池博士は、西洋の自然科学の成果、特にダーウィンの進化論、心理学(Watsonの行動主義的心理学については留保をつけてはいるが)、生理学、人種学などに大きな影響を受け、それらを受容していくと書いてゐる。社会科学の方面では、コントの社会学からその綜合性と目的については大まかな示唆は受けているが、コントの社会学には最高道德がないと批判している。自然科学、社会科学の内容について学ぶ過程において、西洋の学問の方法論についても自得するところがあつたと思われるが、それらを自らのモラロジーの方法論の一部としたと言えるだろう。

十九世紀、二十世紀の西洋の思想として、マルクス、エンゲルスの共産主義、社会主義、サンディカリズム、無政府主義などについては、反対している。反対の根拠は、義務先行の原理、伝統の原理から出ている。民主主義、個人主義など一九八八年の日本では是認、尊重されている思想に対しても批判的である。その背景には明治憲法下に育ち、日本が国家として一所懸命独立を保たなければならなかつた時代思潮が、広池博士の立論に大きく影響していると思われる。それでは國家主義や、当時金科玉条とされていた忠孝なら良いかと言つて、それらも批判している。また無国籍の根無し草的コスモポリタニズムもいけないとする。国際協力的な健全な国家の在り方を唱えている。最高道德が自分の心と体に自然と融和して収まつておれば、何々主義とか何々社会体制は問題ではなく、それぞれの良さを活かしうるという柔軟な考え方を有していた。

「広池博士と西洋」という題で論じて來たが、どうも博士には西洋文明と東洋の伝統との相克とか、日本の近代化、あるいは端的に言って西洋化について鷗外や漱石のように傷つき悩んだという形跡が余り無いようである。それは一つには、広池博士が西洋の文学をお読みになつていなかつたからではあるまい。また留学による直接的な西洋体験をしておられないからではあるまい。鷗外の「蛇」⁽⁴²⁾とか「半日」⁽⁴³⁾に見られるような近代化による女性の変化、「普請中」⁽⁴⁴⁾に見られる日本の近代化の途中における寂寥や、漱石の「現代日本の開化」⁽⁴⁵⁾における悲觀は広池博士にとつては無縁のようである。また漱石の「それから」以降の近代的エゴイズムも、広池博士にとつては

すべて利己心という大きな範疇の中に入り、それは自我没却さるべきものであった。それは近代とか中世、古代といった時代区分に係わるものではなく、普遍的な人間性の弱点についての省察であり、その克服であった。であるから、西洋化あるいは近代化の過程における悩みというのも、すべて自我没却の中に入ってしまい、広池博士は近代化によって何ら傷つくことはないということになるのである。

さらに別の観点から述べれば、広池博士にとつては、西洋の精神、魂はついに内在化することは無かつたからであると言える。これは広池博士個人にとつて幸せなことであった。下手に内在化してしまうと、和魂洋才が洋魂洋才となり、日本人としてのアイデンティティを喪失してしまふからである。日本人すべてが無意識の層まで西洋の魂を内在化するときには、日本文明は西洋文明に併呑され消滅することになる。広池博士が日本人としてのアイデンティティを保ち得たのは、恐ろしいほど日本の精神的伝統、そして中国の古典によつて深く人間形成が成されていたからに他ならない。博士にとつて西洋は、科学技術、近代的な学問——考古学、生物学、生理学、心理学、社会学、歴史、政治学、経済学等の外在的な学問であつて、決して美と芸術の世界、すなわち、西洋の文学、絵画、彫刻、建築、音楽等の内在的な魂に触れるものではなかつた。そしてその人生行路においても、「このね髪 ゆらぎし少女」⁽⁴⁵⁾は、博士の前に現われることはなかつたのである。

私は広池博士の西洋との係わり方は外在的であると述べたが、何故そつたであろうか。第一の理由はモラロジーは道徳科学であつて、文学とか芸術ではないからである。第二は、病身でありながら、新しい学問を創造しようと苦闘している時、文学だ、芸術だと呑気なこと(本当は文学は人生の真実そのもので真剣なものであるが)は言つてはおれない、余裕が無かつたからである。第三は、私の忖度するところでは、漢学で鍛えられた博士にとっては小説(Fictionつまり虚構)に信を置かず、したがつてその元締めである西洋文学の方は閑却され、味わ

れるに至らなかつたのではないか。この間の事情を漱石が『文学論』の序に曰く、

余は少時好んで漢籍を学びたり。之を学ぶ事短かきにも関わらず、文学は斯くの如き者なりとの定義を漠然と冥々裏に左国史漢より得たり。ひそかに思ふに英文学も亦かくの如きものなるべし、斯の如きものならば生涯を挙げて之を学ぶも、あながちに悔ゆることながるべしと。余が単身流行せざる英文学科に入りたるは、全く此幼稚にして單純なる理由に支配せられたるなり。(中略)卒業せる余の脳裏には何となく英文学に欺かれたるが如き不安の念あり。(中略)翻つて思ふに余は漢籍に於て左程根底ある学力あるにあらず、然も余は充分之を味ひ得るものと自信す。余が英語に於ける知識は無論深しと云ふ可からざるも、漢籍に於けるそれに劣れりとは思はず。学力は同程度として好惡のかく迄に岐かるゝは両者の性質のそれ程に異なるが為めならずんばあらず、換言すれば漢学に所謂文学と英語に所謂文学とは到底同定義の下に一括し得べからざる異種類のものたらざる可からず。⁽⁴⁶⁾

アリストテレスが『詩学』⁽⁴⁷⁾で一回限り起つて歴史より、普遍を表わす詩を優位において以来、フィクションFiction(虚構・小説)の表わすものが、事実(Fact)より、より人間の真実(Truth)に近いというのが、西洋の文学の伝統となつた。しかるに中国では、虚構は決して倫理ではなかつた。士君子の読むべきものは経書か史書であつて、決して小説ではなかつた。小説とは、つまらぬことばの意であつて、大説とは言わないものである。これが中國の伝統であり、その中で漱石は、そして広池博士は育つたのである。江戸戯作者のレベルから文芸を士大夫のものにまで文学を高めたのは、鷗外・漱石であるけれども、文学者ではない広池博士は、そういう世界とは別天地の空氣を呼吸していた。

ところが美と芸術の世界から離れて、真・善の世界に目を転ずるならば、西洋文明の二大源流となつたヘブラ

イズムとヘレニズムの核心と、大きな意味で広池博士の魂が相通する点が出てくる。そこには西洋の内在化が見られる。たゞそれは、風土、伝統から切り離された抽象的な意味においてである。博士の大正元年の大患、四年の困厄の深刻な体験は、自らその慰安を十字架上のイエスの苦しみと、国法の重んずべきことを知らすために獄舎で毒人参を仰いだソクラテスの心境に求めたのである。博士は一時期、ソクラテスに因んで自ら蘇哲と号した。『道德科学の論文』第十二章第四項ソクラテス、第五項イエス・キリストはその成果である。レバノンの香柏、ガリラヤ湖、「山上の垂訓」の丘、ナザレ、ヨルダン川、白く輝く山の上の都市エルサレム、紺碧の地中海、抜けるよう青い空、澄明な空気、白いアクロポリスの丘にそびえるパルテノン神殿、ステンド・グラスのにおい光の中で聞こえてくるパイオルガンと贊美歌、それら一切の夾雜物を剝離した西洋の宗教と哲学の本質が、日本の山奥の粗末な温泉宿で病臥しながら、洋書に囲まれて筆をとる広池博士の魂に通底していなかつたと誰が言えようか。

西洋における自由の観念、国王と人民との関係、共和制については、広池博士はどうお考えか。法制史家としての広池博士は、イギリス法の歴史についても言及し、古代アングロ・サクソン時代の国政審議会(Witan)から筆を起こし君主と人民との関係について論じている。次の引用はノルマン時代からのイギリスにおける自由思想の発達についての記述である。

之を以てノルマン人の英國を征服するに及びても、ノルマン王朝の始祖ウイリアム勝王(William the Conqueror, 1027-1087)の如き、其の王位を得るにも、古来の慣例に従つて選挙を求める如き次第なり、之を以て、英國にては、其国家の主権は人民に在り、従つて君主の人民に対する義務として、常に人民の自由を尊重せざるを得ず、(中略) 凡そ、斯る国民と君主との関係は、日本人の夢想し得ざる所にして、斯る慣習の原

因決して偶然に存するものにあらざるなり。即ち斯くの如くにして英國民の卓絶せる自由思想は、自然に成文の憲法なくして早く憲法政治を実現し、而して国王にして違憲の行為ありたる時は、前記のジョン王時代の如くに、国王と雖も之を窮屈して、敢て仮借する所なし、實に英國憲法の淵源は、英人の卓絶せる自由思想に淵源して成るを以て、必ずしも完備せる成文の憲法を有せざるも、然も世界に模範視せらるゝ所の憲法の実質を有するを見るなり。⁽⁵⁾

「ここで私たちの注目しなければならないことは、イギリスにおける「國民と君主との関係は、日本人の夢想し得ざる所にして」と博士が書かれており、しかも、「實に英國憲法の淵源は英人の卓絶せる自由思想に淵源して」おり、「世界に模範視せらる」と博士は高く、イギリスの自由思想を評価しておられることがある。日本憲法の淵源は、天祖の最高道徳を実現し、而して国王にして違憲の行為ありたる時は、前記のジョン王時代の如くに、国王と雖も之を窮屈して、敢て仮借する所なし、實に英國憲法の淵源は、英人の卓絶せる自由思想に淵源して成るを以て、必ずしも完備せる成文の憲法を有せざるも、然も世界に模範視せらるゝ所の憲法の実質を有するを見るなり。⁽⁵⁾

世界の多くの地域は、過去三百年間西洋文明の「文明の原理」の影響を受けて来た。しかし今後の世界、二十一

世紀は太平洋圏の世紀だと言われている。⁽⁵³⁾ 交通通信機関の目覚ましい発達により、おそらくは今後の世界は純粹に東洋産とか西洋産とか言えない混淆した文化になつてくるだろう。その時、トインビー流に言えば、日本の「付加物を剝離」したモラロジーが、普遍的道徳の一つとして提唱されるべきであろう。

「広池博士と西洋との係わり」の項を終えるにあたつて、「広池博士の西洋に対する態度」をまとめてみよう。前にも記したように、お若い時から西洋に対して好奇心は持つておられたこと、たとえばその地方の教員仲間で初めて洋服を購入したとか、恵まれない英語教育の環境の中につつても英語を勉強しようとする志と努力を捨てなかつたこと、長じて東洋学を専門とするに至つたが、たえず英語（そしてドイツ語）の文献をも参照していたことが注目される。しかし所謂「西洋かぶれ」には程遠い愛国者であった。それでは国粹主義者かと言うと、そもそもあらず候。⁽⁵⁴⁾ 国粹主義者でない証拠は、モラロジーという名前にもうかがえる。これは*moralis*ラテン語の道徳と*logia*（*logos*）というギリシア語の学問を結びつけた合成語であり、いわばギリシア・ローマ文明起源の言葉で出来ている。また心理学の起源を語る時でも、プラトン・アリストテレスから始まると、西洋文明の源流に対して敬意を払つことを忘れていない。⁽⁵⁵⁾

このように西洋の学問に敬意を払つてはいるが、同時に東洋にある価値に大いなる自信と誇りをもつていた。西洋に対して東洋を紹介せんとする志は若いころから持つっていた。たとえば明治三十五年、『支那文典』の原稿をたずさえアメリカに渡航せんとしたのもその表われで、その時もアメリカに学びに行くというよりは、アメリカに『支那文典』を伝えるためであった。モラロジーが出来てからも、欧米に渡航せんとする計画を、昭和四年、

六年とくわしく樹ててゐるが、次ぎに最もその態度を明らかにしてゐると思われる一節を引用してみよう。

従来、東洋人が歐米を遊歴するは、彼地の光輝ある文明もしくは文化につきて、なにものかを学ばんとするのが唯一の目的であります。しかるに今回、私の歐米遊歴の目的は、まつたくこれと異なるのであります。すなわちかの欧米においては、その研究の主要なる資料を欠いてゐるところの、世界諸聖人の思想と事蹟とに一貫する学問上および道德上の原理を阐明し、もつて人類進化の眞の根本的方法を彼地の学者、識者および一般人に開示して、その考慮を煩わさんとするためであります。（中略）しかして、その準備の整い次第、本年〔昭和六年（一九三一年）〕夏季には、日本を出發して、まず米国に渡り、次に英國に渡り、次に歐州大陸に渡り、学界ならびに実際社会に向かつて当該諸聖人の実行と科学の結論とに立脚するところの、新思想および新道徳の注入を試みるつもりであります。（傍線筆者）⁽⁵⁶⁾

これは、昭和六年（一九三一）二月、大阪毎日新聞社社長本山彦一氏宛の広池博士の書簡原稿であるが、真にその意氣や壯なりといふものがある。これは歐米に学びに「留学」するのではなく、歐米にモラロジーを教えに行こうという、いはば「伝道」（mission）の決意の表白である。ここにペリペティア（Peripeteia）、すなわち役割の逆転への意図がみられる。大げさに言えば、聖徳太子以来、日本史に絶えて無かつたことである。しかしながら、一九三一年と云ふと、一九二九年十月のウオール街に始まつた大恐慌が、アメリカから全世界に波及した年である。トインビーがその『國際問題大観一九三一年』の冒頭ラテン語で*Annus Terribilis 1931*⁽⁵⁷⁾ すなわち「恐ろしい年一九三一年」と書き、西洋の社会組織が全崩壊する危機にあると書いた年である。六月にはフーバー大統領は各国にドイツ賠償および各國政府間の戦債の一年間モラトリアル（支払猶予）を勧告するフーバー・モラトリアルがあり、九月にはイギリスが金本位制を停止、影響が各國に波及して恐慌が深刻化していく。さらに同じ九月の

十八日～十九日には、柳条溝事件がおこり、満州事変の勃発となる。⁽⁵⁾

広池博士が「もし」前に引用せる計画通り、一九三一年夏から欧米に行かれるようになつてゐたならば、その頃の日本の国際政治上の窮地に陥つてゐたことと、西洋の経済的混乱からみて、大変な御苦労をすることになつてゐたであらう。ところが昭和六年は大正四年から数えて二十年目に当り、神に大患の年から二十年の延命を願つたその期限がきれる年である。その年の五月奇しくも博士の体調が悪化した。そこで洋行はとり止めといふことになった。その代りにといふことに結果としてなつたが、柳条溝事件の三日後の昭和六年九月二十一日、大阪毎日新聞社の講堂で、新渡戸稻造博士の紹介を受けて、モラロジーによる社会教育の第一声を発したのである。私には、広池博士の洋行計画が病気が重なつて中止になつたことも、神の御守護によつてとさえ思える。たゞ広池博士御自身によるモラロジーをひっさげての直接的西洋体験の機会はついに失われてしまった。そしてこの事業は、博士の御遺志を承ぐ後世の者のなすべきことになつた。

広池博士はその後も、「西方への志」は止むことなく、完成は見なかつたが、『道德科学の論文』の英訳事業の続行、昭和十二年には*Morology*⁽⁶⁾という英文小冊子発行、*The Japan Advertiser*⁽⁶⁾への紹介記事など、モラロジーを西洋へ伝えよつとする理想の実現に精進された。即ち、西洋を受容もされたが、それを自家薬籠中のものにしてから、新しい創造をして西洋にそれを伝えよつとする努力、最近の言葉で言えば、受信型から發信型に転換していかれたのである。

明治維新以来百二十年、日本は欧米に学び、模倣し、迫いつこうとして來た。ギリシア・ローマ・西欧文明という單系の発展史觀を鵜飲みし、「アジア的停滞」と自らを卑下し、第三世界を蔑視した時期もこれまであつた。世界の文明史は、そのような一面的な発展史觀ではとらえることは出来ない。ここに比較文明學が現代に要請されるのであると申すべきであらう。

れる所以がある。近代化即西欧化とばかりは言えない時代が来つゝある。アジア・第三世界の台頭は大きく、新しい世界史のうねりが世界中に波及しつゝある。

昭和六十三年は、広池千九郎博士没後五十年である。それでは博士は過去の人であらうか。否。日本と東洋の伝統に深く根ざしながら、西洋の學問を採り入れ、東西文化の統合をモラロジーに託し、それを世界に伝えるとされた博士の生きざまを文明論的に見ると、博士の真価が發揮されるのは過去といふよりは、むしろ、未来に

〈注〉

(1) 山本武夫『研究日本史』(旺文社、昭和四十九年、五十三年十刷) 四〇〇ページ。

(2) 例えは森鷗外の年譜と比較して見れば、両者の青少年時

代の教育環境の差は歴然たるものがある。鷗外は五歳に

して村田久兵衛に論語を学び、六歳にして米原佐に孟子

を学び、七歳にして津和野藩藩校養老館へ四書の復読に

通う。八歳養老館へ五經の復読に通う。また父静男(津和野藩典医)にオランダ文典を学ぶ。九歳、養老館に左

国史漢の復讀に通い、夏、室良悦にオランダ文典を学ぶ。十歳、父と共に上京、西周邸に寄寓、進文学社に通い、ドイツ語を学ぶ。(中略) 十九歳、東京大学医学部卒業、

二十二歳(明治十七年)から二十六歳(明治二十一年)

までドイツ留学、衛生学を学ぶ。(以下略)

右のような鷗外の学歴は幕末から明治にかけての日本人

の享受出來た最高の教育の一つであつた。

(3) 川澄哲夫編・鈴木孝夫監修『資料日本英学史2 英語教育論争史』(大修館、一九七八)一一～三二ページ及び四七～五八ページ。

(4) 前掲書、二七ページ及び八〇～八四ページ。

(5) 前掲書、二九ページ及び八五～九〇ページ。

(6) 小堀桂一郎『若き日の森鷗外』(東京大学出版会、一九六九、一九八三、第七刷)一五六ページ。及びトク・ベルツ編、菅沼竜太郎訳『ベルツの日記』上(岩波文庫、一九七九年)四七ページ。

- (8) 広池博士記念館に *Sander's Union Fourth Reader* (1863) 他三冊、初級、中級の古い英語の教科書が残されてゐるが、いずれも広池博士の手沢本ではないようである。別人の署名や筆跡があるからである。²³ さてこれらが記念館に所蔵されているか不詳。なお余談ながら、上記の「サンターズ ユニオン第四読本」は明治十年大学予備門の入学試験問題の範囲に入っていたが、今の高校二年程度の英語であった。(物郷正明『洋学の系譜 江戸から明治』) 研究社、一九八四年刊、一一三九ページ参照)

(9) 広池千九郎『道德科学の論文』の付録、佐藤巌『広池博士の學問上に於ける経歴』(日版) 一一一ページ。

(10) 山田小太郎の名は『中津歴史』(『広池博士全集』第一巻、一八九〇年) にある。またこの人は後年、當時の地名で朝鮮全羅南道榮山浦にいたとある。広池千九郎遺稿(以下遺稿と略す)「知人住所姓名録」明治四十五年推定。なお井坂秀雄編『山田小太郎先生』(学仏会、昭和十五年) 参照。

(11) 『広池千九郎日記』第一巻(広池学園出版部、昭和六十一年)、一一〇ページ。

(12) 前掲書、一一一ページ。

(13) 前掲書、一一一ページ。

(14) 前掲書、一一八ページ。

(15) 前掲書、一一一ページ。参考) ロントン・ユーター大帝はロシア國粹主義者の脚を切つて欧化のシナボルムしたりとを私は想起する。Reinhard Bendix, *Kings or People: Power and the Mandate to Rule* (University of California Press, 1978), p. 500 及び Arnold J. Toynbee, *A Study of History, Illustrated* (Oxford University Press, 1972), p. 382 を見よ。一九八〇年代後半、中共の要人までが背広を着はじめたことも注目してよい現象である。西洋の周辺文明になると、風俗、習慣まで西洋化する。周辺文明については、山本新著 神川正彦・吉沢五郎編『周辺文明論——欧化と土着』(刀水書房、一九八五) を参照。

(16) 『広池千九郎日記』第一巻、六四〇ページ。

(17) 遺稿「出版お届け」明治二十二年。

(18) 佐藤巌、前掲書、五ページ。

(19) 前掲書、七一八ページ。

(20) 棚積陳重『法窓夜話』岩波文庫、一九八〇年第一刷、一九八四年第六刷、一一六一二七ページ及び三八七ページ参照。本書の初版は一九一六年(大正五年)であるが、岩波文庫の底本には著者生前刊行の最終版(有斐閣大正十五年第八版)を使用している。

(21) 遺稿「日記」(仮題)、明治三十五年推定。

(22) 佐藤巌、前掲書、一七九ページ。遺稿「余の歩み」(道昭和十年参照)。

(23) 「支那文典」(『広池博士全集』第二巻、八五二)一八五四ページ)。

(24) 佐藤巌、前掲書、六七一六九ページ。

(25) 同上、四一三四四ページ。

(26) 『論文』②一一六ページ。

(27) 佐藤巌、前掲書、一八九ページ。

(28) 同上、一九ページ。

(29) 欠端実編『天理図書館所蔵廣池博士寄贈図書目録』モラロジー研究所研究部、一九七八。

(30) 諸橋轍次『大漢和辞典』大修館、昭和三十一年、巻四、四五三ページ。

(31) 『広池博士全集』第三巻、一一九ページ。

(32) 同上、一一九一一〇ページ。

(33) 同上、一一九一一〇五五ページ。

(34) 新井白石著、宮崎道生校注『新訂西洋紀聞』東洋文庫一三、平凡社刊、昭和四十三年初版、一六一七ページ及び四四六一四五六ページ参照。

(35) 前掲書、四五四ページ。匡廓は版本の枠。

(36) 前掲書、四五四ページ。

(37) 著者不詳『広池千九郎伝』広池博士記念館藏。

(38) Princeton University Press, 1979), p. 6. Craig G. "Introduction" セド G. 指摘。

(39) 前掲書 Craig G. "Introduction" 及び同書所取 Marius B. Jansen, "On Foreign Borrowing," pp. 18-48 参照。

(40) 『鷗外全集』第三十四巻、一一一四ページ。

(41) 『漱石全集』第八巻、「それから」七五一七六ページ参照。日本の創造性開発が期待される。

(42) 望月幸義編『広池博士記念文庫洋書分類目録』研究ノ上、第六十七号。

(43) 『鷗外全集』第七巻、四一三一四四一ページ。特に四二七ページ参照。

(44) 『鷗外全集』第四巻、四五七一四八一ページ。

(45) 『漱石全集』角川書店、昭和三十六年、第九巻。山本新『周辺文明論—欧化と土着』一一一一一四〇ページ参照。

(46) 『鷗外全集』第十九巻、一三八ページ、「扣鉗」の一句。(但し「」一〇「晚鐘」は広池博士の好まれた西洋の名画である。)

(47) 『漱石全集』岩波書店、第十八巻『文学論』八一九ページ。

²³ Aristotle, *The Poetics* (Loeb Classical Library), pp. 8-9.

Albert M. Craig ed., *JAPAN: A Comparative View*

卷、五|一六|一七一八。

(50) いかなる宗教的遺産も本質的要素と偶然的付加物（聖地・礼拝様式・タブー・社会的因襲・神話・言語）との結合からなつてゐる。本質的なものはむしろ出でないといひ

トヤザ A.J.Toynebee, *An Historian's Approach to Religion* (Oxford University Press, 1979), 2nd ed., Chap. 19, pp.261-283. 著者やば、深瀬基寛訳『歴史家

の宗教観』(社会科学思想社、一九五九)第十九章、二|八九～四|七ペーペー参照。

(51) 「日本憲法源流論」(「広池博士全集」第四卷、三|九|一～三|九|四)。なお国王と人民の主権の問題についてば、前掲註のBendix, *Kings or People* が参考になら。

(52) 「広池博士全集」第四卷、三|九|四～五。

(53) *Newsweek*, Feb. 22, 1988, pp. 8-23. キヤウジヤバ

Arnold J.Toynebee, *Survey of International Affairs 1920-1923* (Oxford University Press, 1925), pp.418-421にその洞察が見られる。

(54) 「広池千九郎日記」第五卷、一九三|一～三|二。

(55) 「論文」②三|一六～一七。

(56) 「モラルシーカ研究所所報」第十卷第五号、一一～一一二、一九六五年（昭和四十年）八月。原資料は広池千九郎遺稿。

Arnold Toynbee, *Survey of International Affairs 1931* (Oxford University Press, 1932), p. 1.

(57) *Ibid.*, p. 111.

(58) *Ibid.*, pp. 438-443.

(59) The Institute of Moralogy, *Moratology* (Kogane-machi, Chiba-Ken, 1937).

(60) 昭和十一年九月廿十日付の新聞。“Japanese Philosopher founds new school of Moral Science”の記事。トヨハセの著書『Moratology』の翻訳を紹介する。著者F. H. Lee氏。

（61）ロバーの名前も「羅伊」などと記載される。筆者註。